

# 公益財団法人栃木県国際交流協会 経営方針

[令和 8 (2026) 年度～令和 10 (2028) 年度]

令和 8 (2026) 年 3 月

## 1 策定の趣旨

当協会は設立から 37 年が経過し、この間、栃木県の国際化を推進する唯一の「地域国際化協会」として、総合的なコーディネーターの役割を担ってきた。

国内での外国人住民数については、新型コロナウイルス感染症の影響により一時減少したものの、その後は再び増加傾向にあり、本県においても過去最高を更新している。さらに、生産年齢人口の減少による労働力不足を背景に外国人材の需要が高まりを見せており、新たな在留資格である育成就労制度が令和 9 年 4 月に運用開始されることなどから、今後も外国人住民の増加と国内居住期間の長期化が進むと予測されている。

こうした社会経済情勢等を踏まえ、当協会としては、引き続き、持続的な収支のバランスのとれた安定的な経営に努めながら、期待される役割を十分に果たせるよう、新たな「経営方針[令和 8 (2026) 年度～令和 10 (2028) 年度]」を策定することとした。

## 2 協会を取り巻く現状と課題

### (1) 事業のあり方

これまで、外国人の長期滞在化、定住化などによる外国人住民の増加に伴い、協会の担う役割も、海外との友好交流などの国際交流から、日本人と外国人とが価値観や生活文化の違いを相互に理解して、共に快適に暮らすことができる多文化共生の社会づくりへと変化してきた。

特に近年では、少子高齢化・人口減少の進行を背景として、外国人が働き手として、また社会の担い手として地域社会に活力をもたらすことが期待されており、外国人を受け入れる環境の整備と外国人を含む全ての県民が安全・安心に暮らしていける地域づくりが求められている。

そのためには、県が策定した「新とちぎ未来創造プラン」や「新とちぎ国際戦略」等を見据えながら、県や市町及び市町国際交流協会などと連携を強化し、多文化共生の社会づくりをはじめ、県民レベルの国際交流・国際協力、国際理解の促進などの取組について、県内各地域の状況に対応した事業の展開が必要である。

### (2) 財務の状況

平成 23 年に「経営改善計画」を策定して以来、継続的に経営の見直しを進めてきたが、今後も厳しい財政運営が見込まれている。このため、県が令和 6 年 3 月に一部改定した「特定出資法人等の自律的運営に向けた基本方針」を踏まえ、引き続き、効率的な事業の執行に努めるとともに、基本財産運用収入などの自主財源の大幅な増加が見込めない中であっては、外部資金の導入など財源確保の方策の検討も重要となっている。

また、プロパー職員の半数以上が定年を迎え再雇用に移行するため組織力の維持等が課題となっていることから、プロパー職員の計画的な採用を検討していく必要がある。

さらに、公益法人である当協会は、税制優遇措置や社会的信用力などの利点を活かしながら、令和 7 年 4 月からスタートした新公益法人制度に基づき、自律的な経営判断による、より効果的な公益活動を行っていくことが求められている。

### 3 基本方針

これまで当協会では、外国人住民が安心して日常生活を送ることができるよう、相談・支援事業や情報収集・提供事業などに重点を置き、多文化共生の社会づくりに資する事業を展開してきた。

今後の事業展開においても、企業活動のグローバル化や外国人材の活用などの社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、外国人住民が地域の担い手として活躍でき、日本人と外国人が共に安全・安心に暮らしていける多文化共生の社会づくりに向けた事業を充実する。併せて、国際交流協会等がない市町との連携、協働のあり方についてもこれまでの取組を踏まえつつ検討を進めていく。

また、地域の国際化を一層推進する総合的なコーディネーターとしての役割を積極的に果たしていくため、地域の国際化の担い手である市町国際交流協会や民間団体、事業協力者、大学等の教育機関などとの連携を一層強化し、地域における外国人の活躍支援やグローバル社会に対応できる人材の育成に取り組むとともに、県民レベルの国際交流・国際協力の広がりや国際理解の向上に資する事業を進める。

さらには、種々の事業を着実に実施していくうえで不可欠な経営基盤の強化に取り組み、安定的な経営の確保を図るとともに、協会職員を計画的に確保して有為な人材を育成し、併せて、県民によるさまざまな活動を支援するため、国際交流センターとしてのホスピタリティーのなお一層の向上に努め、地域の活性化に寄与する。

### 4 具体的な取組

上記の基本方針を踏まえ、以下の事項に重点的に取り組む。

#### (1) 事業の展開

##### ① 多文化共生社会づくり事業

日本人と外国人が共に暮らしやすい多文化共生の社会づくりを推進するため、外国人住民の生活支援や日本人と外国人、外国人相互のコミュニケーション支援等の主要な事業を引き続き実施するとともに、外国人住民に地域の担い手としての活躍の場を提供し、外国人住民の社会参画を促進する。

また、市町及び市町国際交流協会や国際交流団体、教育機関等と連携して多文化共生の社会づくりを担う人材を育成し活用するとともに、専門人材を活用して日本語学習につながる支援にも取り組むなど、多くの県民が多文化共生社会づくりに参画できるよう支援を行う。

- ・外国人住民の生活支援（相談対応、災害時支援、多言語による情報提供など）
- ・日本人と外国人、外国人相互のコミュニケーションの支援（日本語学習支援者の育成、オンラインによる日本語学習支援、専門人材を活用した日本語学習支援、やさしい日本語の普及啓発など）
- ・外国人住民の社会参画促進、活躍の場の提供（外国人キーパーソンとの連携、留学生等に対する就労支援など）
- ・多文化共生の社会づくりを担う人材の育成（研修・セミナーなど）
- ・県内企業等における外国人材の受入環境の整備（企業等のニーズに合わせた研修、職業訓練支援など）

##### ② 国際交流・国際協力・国際理解事業

県民レベルの国際交流・国際協力を推進するため、県民の国際活動への関心と参画を促進するとともに、地域の国際化の担い手である市町国際交流協会や民間団体、事業協力者などとの連携を強化し協働を進めるほか、JICA（国際協力機構）の事業に協力する。

また、関係団体と連携し県民の国際感覚の醸成を図り、国際理解を促進する。

- ・ 県民の国際活動への関心と参画の促進（とちぎ国際交流センターの利用促進、国際交流団体の開催に対する協力など）
- ・ 関係団体等との連携強化と協働の推進（市町国際交流協会連絡会議など）
- ・ JICAと連携した国際協力事業（JICA 海外協力隊員募集など）
- ・ 県民の国際感覚の醸成、国際理解の促進（出前講座、国際理解情報の提供など）

## (2) 基盤整備

### ① 財源の確保

多文化共生や国際化に関する社会のニーズを的確に把握し、自治体や事業者・関係団体等に対して公益的業務の積極的な提案を行うことにより事業受託の機会を拡大し外部資金の導入を図るなど、財源の確保に努める。

また、協会活動への理解促進や情報提供の充実、企業との連携などにより賛助会員の維持・拡大に努めるとともに、県民と接する機会の拡充を図りながら協会への理解を深め、協力者の拡大につなげる。

- ・ 財源の確保（事業受託機会の拡大による外部資金の導入、有償事業の実施など）
- ・ 協会への理解促進及び協力者の拡大（情報発信の強化、協会活動の広報強化など）

### ② 組織と人材育成

自治体や事業者・関係団体等からの業務に関する信頼に応えられるよう、職員の知識と専門性をより一層向上させるとともに、人的資源を最大限に活用した組織体制で効率的な業務の執行に努める。

また、職員のコスト意識をより高めながら諸経費の削減を進める。

さらに、本協会の円滑な運営や専門的知見などの継承を念頭に協会職員を計画的に確保する。

- ・ 職員の知識と専門性の向上（相談員研修、各種専門研修への参加など）
- ・ 人材の確保（プロパー職員の計画的な採用など）

### ③ とちぎ国際交流センターの運営

県民による国際化に関する活動を促進するため、施設・設備の利便性を向上させるとともに、国際化情報の提供機能を強化し、利用者が満足するサービスの提供に努める。

また、さまざまな年齢層の県民や外国人住民の国際化に関する活動への参画を促進するとともに、利用者の声を運営に反映して協会への理解促進につなげる。

- ・ 施設・設備の利便性向上（国際理解資料や設備・備品の整備・更新など）
- ・ 協会への理解促進及び協力者の拡大（再掲）（情報発信の強化、協会活動の広報強化など）

**【指標】**

項 目	令和6(2024)年度 (実績)	令和10(2028)年度 (目標)
相談件数(とちぎ外国人相談サポートセンター)	1,551 件	1,700 件
協会ホームページ訪問数	472,652 件	700,000 件
協会フェイスブックのフォロワー数	1,303 人	2,000 人
事業協力者登録数 (通訳者、やさしい日本語普及員、外国人キーパーソン、 災害時外国人サポーター、ホストファミリー、国際理解講師、オンライン 日本語学習支援者)	808 人	1,000 人
賛助会員数	191 会員	200 会員
バナー広告掲載利用企業・団体数	16 企業等	20 企業等
とちぎ国際交流センター利用者数	17,939 人	20,000 人

**5 取組の進行管理**

経営方針に基づく取組状況は、毎年度理事会及び評議員会に報告し、この方針の適切な進行管理を行う。

また、社会情勢の変化や新たなニーズなどに柔軟かつ弾力的に対応するため、必要に応じ見直しを行い、次年度以降の経営に反映させる。